

事業の対象となる地域・農用地

地域条件 農用地条件	6法指定地域内	棚田地域振興法を除く5法指定地域外	
		a 5法指定地域外法指定地域に地理的に接する農用地	b 農林統計上の中山間地域
農振農用地区域に指定されている農用地の中で次に該当する農用地	特定農山村法, 山村振興法, 過疎法, 半島振興法, 離島振興法, 棚田地域振興法	ア 旧市町村(S25.2.1現在)の地域内の農用地(ただし, 過去の対策期間において, 対象地域であった地域に限る。) イ アの農用地と一体的に協定締結を行なうことにより保全が図られる農用地(ただしアの農用地面積の1/2未満)	ア 令和4年度に見直された農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域 イ アの農用地と一体的に協定締結を行なうことにより保全が図られる農用地(ただしアの農用地面積の1/2未満)
急傾斜農用地(田1/20以上, 畑15度以上)	通常基準の対象	県の特認基準で対象にできる	
自然条件により小区画・不整形な田			
緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満, 畑8度以上15度未満)	市町長の判断により対象とできる	×	
高齢化率が高く(40%以上), 耕作放棄率が高い(田8%, 畑15%以上)農用地			

※農振農用地区域とは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき, 県の定めた農業振興地域内で市町が定める「農業振興地域整備計画」において, 「農用地利用計画」に定められた土地。

中山間地域等直接支払事業(第5期対策) 対象区域図

(令和5年7月現在)

- 通常地域(6法指定地域)
- 特認地域b(棚田地域振興法を除く5法指定地域外で農林統計上の中山間地域)
※なお、特認地域aは通常地域の隣接地域に位置する。

